

消防・上下水道

日ごろから放火防止の対策を

本市では、放火による火災が常に火災原因の上位になっています。

空家などは、より一層の注意が必要です。次のことに気をつけましょう。

▶放火防止対策

- ・家のまわりはいつも整理整頓を。
 - ・物置や車庫などは、外部から簡単に侵入できないように、必ず鍵をかけて。
 - ・車やオートバイのボディカバーは防災製品の使用を。
※防災製品は火に接しても燃え広がりにくく、火災の拡大を防止する効果があります。
 - ・ごみ出しは、決められた日の朝に。
 - ・家のまわりは、外灯などをつけ明るくしましょう。
※放火魔は、留守宅や暗闇で死角になる場所を狙います。
 - ・外出するときは、隣近所に一声かけて。
 - ・地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。
 - ・消火器や住宅用火災警報器などを備えましょう。適切な維持管理に努めましょう。
- 日常の放火防止対策について、家族で話し合うなど、放火されない環境作りを心掛けましょう。詳しくは、予防課(☎363-0263)へ。

消防局をかたる不審な電話にご注意を

本市消防局管内で、消防をかたる不審な電話の相談が多く寄せられています。次のような電話には十分ご注意ください。

- ▶**事案1** 「一人暮らしの高齢者宅に防災グッズを送付します。一人暮らしですか?」と個人情報聞き出そうとする
- ▶**事案2** 住所、氏名、家族構成などの個人情報をしつこく聞き出そうとする
- ▶**事案3** 「一人暮らしですか?アンケートを送りましたので記入して送り返してください」と個人情報を返送させようとする

※熊本市消防局では、住所・氏名・世帯情報などの個人情報を電話で尋ねることはありません。防災グッズの配布などを行うこともありません。
不審な電話があった場合は、消防局総務課(☎363-7172)または最寄りの消防署へ。

生活排水は適切に処理していますか

▶10月1日は浄化槽の日

浄化槽の日は浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたのを記念し、浄化槽の普及促進などを周知することで、公共用水域の水質保全などを目的に設けられました。

公共用水域の水質保全のために、生活排水が適切に処理されているか見直しましょう。

▶地震後の浄化槽

地震後の浄化槽が正常に機能しているか、保守点検記録票で確認しましょう。指摘事項がある場合は、速やかに改修をお願いします。詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

雇用・経済

平成30・31年度物品競争入札・見積参加資格申請(定期)を受け付けます

▶**申込み** 10月1日～31日までに郵送(簡易書留など)で〒860-8601契約政策課物品契約班へ

※申請書は市ホームページからダウンロードまたは契約政策課(マスマニチュアル生命ビル2階)で配布。

※受付は、原則郵送(簡易書留など)のみ。

※上下水道局(☎381-4061)、交通局(☎361-5211)でも別途登録申請受付を行っていますので、各局にお問い合わせください。詳しくは、契約政策課(☎328-2137)へ。

労使紛争の解決のための「あっせん」を行っています

熊本県労働委員会では、解雇や労働条件の変更など労働者と事業主との間に起きたトラブルの自主解決が難しい場合に、話し合いによる解決を手伝う「あっせん」を行っています。

手続きは簡単で、秘密は厳守され、費用は無料です。正規社員に限らずパート従業員や派遣社員の方、また、事業主の方も利用できます。

まずは、気軽にご相談ください。

詳しくは、熊本県労働委員会事務局(☎333-2753)へ。

(しごとづくり推進室 ☎328-2377)

第2回熊本市中小企業活性化会議の傍聴者募集

無料

中小企業の振興を図るため、本市が行う施策などについて、中小企業団体などの職員で構成される16人の委員による審議を行います。

▶**日時** 10月17日(火) 午後2時～4時

▶**場所** 議運理事会室(議会棟2階)

▶**対象** どなたでも

▶**定員** 10人(先着順)

▶**申込み** 10月10日から電話で経済政策課(☎328-2375)へ



生活用の水使用量

(1人1日あたり)

節水チャレンジ!

目標 218ℓ

(平成30年度までに)

平成29年度(8月)

227ℓ

雨水を活用できる雨水タンクなどの設置に補助制度があります。詳しくは、水保全課へ。

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。



10月は「明るい選挙推進強調月間」

選挙が適正に行われるためには、私たち1人ひとりが選挙制度を正しく理解し、身近な問題をはじめとして政治や選挙に十分な関心を持ち、代表者としてふさわしい人を選ぶための正しい目をもつことが大切です。

お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう

政治家の寄附の禁止

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家の関係団体の寄附の禁止

後援団体の寄附の禁止

政治家の時候のあいさつ状の禁止

政治家や後援団体のあいさつを目的とする有料広告の禁止

インターネット選挙運動

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をするなど、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。

①有権者は、ウェブサイトなど(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど)を利用した選挙運動ができます。しかし、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

②候補者・政党などは、ウェブサイトなどや電子メールを利用した選挙運動ができます。

※選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかできません。

選挙権年齢の18歳への引下げ

公職選挙法が一部改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。

若い方も、政治を自分のことと捉え、日頃から積極的に課題を調べ、考え、判断していくことが大切です。

(選挙管理委員会事務局 ☎328-2771)